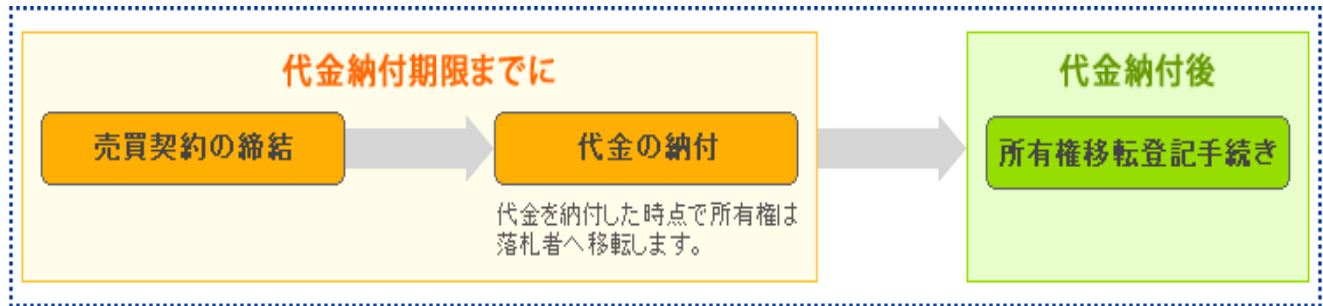


インターネット公有財産売却 落札後の注意事項

■権利移転手続き

入札終了後にいなべ市が落札者へメールにて、落札物件の区分番号、整理番号、いなべ市の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早くいなべ市へ連絡し、権利移転手続きについて説明を受けてください。



■必要な費用

契約締結期限までに

契約保証金	・ 契約保証金は落札価格の10%以上の納付が必要です。 ・ すでに納付済の入札保証金を契約保証金に充当することができます。その場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。
収入印紙	売買契約書に貼付する収入印紙代(不動産などの場合必要)

代金納付期限までに

売払代金の残金	・ 落札金額－契約保証金額(入札保証金額) ・ 売払代金の残金は、いなべ市の定める売払代金納付期限までに納付する必要があります。
登録免許税	不動産登記の際にかかる国税
登記印紙代	登記済不動産登記簿謄本交付申請用登記印紙代

ご注意:

上記費用は、それぞれ必要な期限までに一括で納付してください。

上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

■必要な書類

- ・ 必要な書類の一部はいなべ市ホームページからダウンロードできます。
- ・ いなべ市から落札者に契約書及び説明書類を送付します。契約書に実印を押印し、契約に必要な書類を添付して、いなべ市へ返送してください。

動産(車両、物品等)の場合

- ・ 住民票(マイナンバーの記載のないもの)(落札者が個人の場合のみ)
- ・ 印鑑登録証明書(落札者が個人の場合のみ)
- ・ 身分証明書(落札者が個人の場合のみ。本籍地の市町村で発行されます。)
- ・ 市有財産(車両)移転登録等請求書(車両のみ)
- ・ 市有財産(車両)移転登録等書類受領書(車両のみ)
- ・ 市有財産(車両)受領書(車両のみ)
- ・ いなべ市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの

※ 売却代金が 30 万円以下の場合は、契約書の作成を省略するとともに、添付書類を簡略化します(詳細は、送付する説明書類に記載します。)

不動産の場合

・所有権移転登記請求書

いなべ市の代金納付確認後、いなべ市が所有権移転登記をするために必要な書類です。

・登録免許税領収証書

税務署で登録免許税の納付後に交付される領収証書※書留による収入印紙の送付に代えることができます。

・身分証明書(落札者が個人の場合のみ。本籍地の市町村で発行されます。)

・印鑑登録証明書(落札者が個人の場合のみ)

・いなべ市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの

■落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が売払代金の支払手続を行えない場合、代理人が売却代金の支払手続を代行できます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明書及び代理人の本人確認書面が必要となります。

ご注意

※ 落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

※ 代理人名で所有権の登記をすることはできません。

■権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	落札者が売払代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
登記手続完了までの期間	いなべ市が売払代金の納付と必要な書類の提出を確認した後、1か月程度を要します(郵送事情などによって変更することがあります)。

■重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	契約締結から売却物件引渡しまでの間に、当該物件がいなべ市の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、いなべ市に対して売払代金の減免を請求することはできません。
引渡し条件	・ 売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況(現況有姿)で引き渡します。 ・ 落札者が法人の場合、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。 ※法人には、事業として、又は事業のために契約当事者となる個人も含まれます。
入札保証金の取扱い	落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに、いなべ市と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申込み時に納付した入札保証金は没収になります。
契約保証金の取扱い	・ 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書をいなべ市に提出してください。 ・ 契約保証金は、物件情報詳細ページ等に記載された売払代金納付期限までに、いな

	ベ市が売払代金の納付を確認できない場合、没収になります。
使用用途の制限	落札者は、契約締結の日から5年を経過するまでの間、当該物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に規定する暴力団の事務所の用に使用することはできません。
移転登記前の使用制限	落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や賃借権などの使用収益を目的とする権利を設定したり、当該物件を売買などによる所有権の移転をすることはできません。
瑕疵(かし)担保責任	・ いなべ市は瑕疵(かし)担保責任を負いません。 ・ 動産については、中古品であることを充分理解して入札してください。 ・ 不動産については、契約締結後に地積の不足又は隠れた瑕疵(かし)のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ	
お問い合わせ先	いなべ市総務部管財課
メールアドレス	info-kanzai@city.inabe.mie.jp
電話番号	0594-86-7791(直通)
電話受付時間	平日 午前9時から午後5時まで